

平成 18 年 9 月 7 日

税務職員 各位

課税及び徴収事務について

標記のことについて、次のとおり心得られたい。

税務室長 田中 力

記

この度、住民税において課税誤り、徴収事務において個人情報の取扱い等の問題が起きている。課税事務を行うにあたっては、課税誤りが起こらないようより一層の注意を払い、電話・窓口対応においても、市民のプライバシー等に配慮して対応にあたるよう通達する。